

# 日本・中国 FTA の果実貿易への影響

## The Influence of the FTA between Japan and China on Fruits Trade

篠井 保彦・中村 哲也

Sasai Yasuhiko・Nakamura Tetsuya

### 概要

本稿では、日中 FTA の締結により、日本の果実貿易はどのような影響を受ける可能性があるのか、計量的な分析を用いることによって検討した。その結果、下記の諸点が明らかとなった。

計測の結果、関税撤廃により、果実の価格が低下したとしても、果実価格は非弾力的であることもあり、果実の 1 人当たり消費の上昇の程度は小さいことがわかった。ただし、わが国における果実輸入に占める中国の比率は徐々に低下しているが、わが国における果実の総需要に占める輸入の比率は、僅かではあるが上昇していた。これらを勘案すると、わが国と中国との FTA 締結により、中国の果実の輸入が上昇したとしても、その需要全体の増加率はわずかなものに過ぎないことが明らかとなった。

キーワード：FTA、日中貿易、果実貿易、関税、需要関数

### Abstract

This paper examined the influence of importing fruits under the Free Trade Agreement (FTA) between Japan and China, with an econometric analysis. As a result, the following has been clarified.

First, despite the decrease in the prices of fruits due to the removal of customs after the FTA, the degree of the increase in the amount of consumption of fruits per capita was relatively small partly due to the general characteristics of non-elasticity in the prices of fruits. Second, while the ratio of importing fruits from China out of the whole world has been gradually decreasing in Japan, the ratio of importing fruits out of their whole demand has been slightly increasing. Taking the above in consideration, the FTA between Japan and China has little contributed to the increase in the whole demand in fruits despite the increase in the import of Chinese fruits.

keywords: FTA, Japan-China trade, fruits trade, customs, demand functions

## 目次

- 1 課題と方法
- 2 価格低下の測定とその効果の測定方法
- 3 わが国における果実産業の構造変化
- 4 果実全体のみかけの輸入関税率の推定
- 5 需要変化の推計
- 6 おわりに

### 1 課題と方法

近年、日本と中国の間で FTA（自由貿易協定）締結の動きがますます顕著となってきた。FTA とは、相互に関税、非関税障壁を撤廃し、自由に商品をやり取りできる体制を作ることである。一般的に、果実を対象とする非関税障壁は、①数量割り当てなど、具体的に貿易自体を制限するもの、②病気・害虫の国内侵入を防ぐための植物検疫、国民の健康保全のための食品衛生法など間接的なものがある。直接的な制限は、主として国内産業保護を目的とする貿易そのものを制限しようとするのに対して、間接的な制限は、貿易そのものよりも、国の安全保障、国民の健康維持など、他の目的の達成が、間接的に貿易を妨げる結果を生じるものである。果実に関しては、地中海ミバエなどかんきつ類につく害虫を理由とした特定地域からの輸入規制が有名であるが、中国はその対象地域ではない。

これらの諸点を踏まえたうえで、本稿では、日中 FTA の締結により、日本の果実貿易はどのような影響を受ける可能性があるのか、その計量的把握の可能性について、検討する。また、本稿では、計量的な把握を目的とするため、先述したような直接的な貿易制限のみを対象とする。ちなみに、中国原産果実に関して、現在輸入割り当て下にある産品はなく、また、検疫その他により間接的輸入制限下にある果実は存在しない<sup>1)</sup>。したがって、果実における日中 FTA 締結の効果は、関税切り下げ効果のみを考察すればよいことになる。以下、計測を進めて行くうえでの注意点を2点述べたい。

第1点は、対象地域中国に含まれる香港の位置づけについてである。本稿では台湾は含めず、貿易体制上は異なる地域として取り扱われている香港は含めて考察することとする。実際に、香港は貿易仲介港、迂回輸入の基地としても利用されている。一般的に、中国進出の外国企業が、その製品を中国国内の他の地域に輸送しようとするれば非常に面倒な手続きが必要となる。外国企業は、その面倒な手続きを逃れるため、一度香港に移出し、そこから再移入することで、この複雑な手続きを逃れている。香港は便宜手段の基地とし

て利用されているといえよう。そのため、中国の対香港貿易は実態以上に過大に評価されていると言われており、日中 FTA 貿易の効果を測定するとき、香港をどう取り扱うかは重大な問題となる。しかし、本稿で対象とする果実は、外国企業による生産はほとんど無いと考えられ、このような問題の影響は小さいと推測される。ただし、中国の産地から一度香港に移出され、その後日本に輸出される可能性は十分にあり、その際、中国の輸出統計がそれを香港への輸出に計上するときと、最終仕向け地である日本への輸出として計上する場合が考えられ、前者の場合は二重計上の可能性があるため、十分に注意する必要がある<sup>2)</sup>。また、日本の輸入統計においては、香港からの輸入を中国からの輸入に加える必要があると考えるが、その際、香港を単なる経由地とする中国以外の原産の品物がそれに含まれていないかどうかという点についても、注意が必要である。

第2点は、中国の関税の引き下げの効果についてである。まず、関税引き下げにより生じる貿易上の効果として、①国内での果実販売価格の低下により、果実消費が増えるという需要増大効果（市場拡大効果）があり、②今まで国内産果実あるいは他の国から輸入されていた果実が、価格が下がることによって、中国産果実の輸入に切り替わるという効果（市場代替効果）等、2つの効果が指摘される。中国産果実と直接競合する国内果実生産者にとっては、販売価格の低下に加え、さらに市場代替効果による需要減という二重の影響を受けることになる。国内の果実生産者にとっては、生産効率、貯蔵・輸送など流通コストの軽減を図る一方で、商品の高級化、あるいは無農薬などによる安全性の強調など、輸入品との差別化を推進し、価格競争以外の分野での競争力強化を図る必要がある。また、これらの2つの効果が価格により引き起こされる効果（価格効果）であるのに対し、FTA 全体の効果を考える場合は、貿易活発化により、経済全体の成長が促され、その成長がさらに国内需要全体を拡大させるという二次的効果（所得効果）も考えられる。日本の果実の対中国輸出も、中国側の関税引き下げにより、増大する可能性がある。しかし、現状では、日本の果実の対中国輸出は微々たるものであり、当分の間は現状で推移するものとして、本稿でこの点は考察しないものとした。

以下、果実に対する対中輸入関税の撤廃により、国内需要にどの程度の変化が生じる可能性があるのか、産業関連表データを用いて、計測する。

## 2 価格低下の測定とその効果の測定方法

まず、計測する際の果実の価格低下とその効果の測定方法についてである。本稿において、日中 FTA 締結による価格低下は、日本の輸入関税撤廃により引き起こされるものに限定する。日中 FTA の締結により、日中貿易が増大すれば、輸送など流通面においても、その量産効果により、コスト低下が当然考えられるが、これらの間接効果は、今回考慮に

入れないものとする。

また、計量経済モデルによりその間接効果を計るためには、関税率の記載されている分類は詳細に過ぎ、輸入量および価格については貿易統計により同じ詳しさを把握ができるものの、国内需要の変化については把握が難しい。くわえて、商品ごとの関税率は、国の定める関税率が公表されているため、その値を知ることができる。したがって、関税率の記載されている詳細な分類による中国からの輸入データが入手可能であった2003年時点で求め、さらに、それに対する品目別の詳細な関税率をかけて関税額を求め、輸入額と関税額をそれぞれ、モデルの分類（産業分類100部門）にアグリゲートすることによって、100部門に集約した関税率を算出する。そして、この関税率がかかった場合の貿易の推移と、この関税率がゼロとなった場合の貿易の推移を同じモデルにより推計することにより、関税率引き下げ効果を測定する。よって、関税率の引き下げは、そのまま市場価格に反映するものとして、果実の国内市場における価格低下となり、果実需要に対する価格効果として、需要を引き上げると推測される。

### 3 わが国における果実産業の構造変化

つぎに、わが国における果実産業の構造変化について考察する。表3.1は、わが国における果実産業の投入・産出構造の推移を示したものである。

表3.1 わが国における果実部門の生産額（構成比）

	果実部門	耕種農業	畜産業	農業部門計	林業	漁業	非農林水産業計	国内生産計
1975年	0.2	1.9	0.9	3.0	0.4	0.6	96.0	100.0
1980年	0.2	1.3	0.6	2.1	0.3	0.5	97.1	100.0
1985年	0.2	1.2	0.5	1.9	0.2	0.4	97.5	100.0
1990年	0.1	0.9	0.4	1.5	0.2	0.3	98.0	100.0
1995年	0.1	0.8	0.3	1.2	0.2	0.3	98.4	100.0
2000年	0.1	0.7	0.3	1.1	0.2	0.2	98.6	100.0

資料：慶應義塾大学木地・宍戸による長期産業連関データより作成

表中より、農業部門が国内生産に占める比率は、1975年の3.0%から2000年には1.1%と縮小が続く中で、農業部門に占める果実部門の比率（果実部門／農業部門計×100）は7.3%から9.1%へと増大している。果実部門が増大したのは、国民生活の向上に伴って、食生活における健康志向、食のバラエティ拡大を反映したものと見えよう。

さらに、図3.1は1975～2000年までの果樹産業投入構造について、その金額の推移を示したものである。

図より、その金額は、1975年には8,038億円であった。その後1980年には8,532億

円へと増大し、1990年には9,994億円、1990年に11,172億円とピークを迎える。1985年～95年にかけて生産の増大がみられ、その生産の増大と軌を一にした営業余剰の占める比率の増大がみられたといえよう。

表3.2は、わが国における果実部門の付加価値構造の構成比を示したものである。表中より、営業余剰は1985年には64.7%とその構成比は最も大きく、1990年には52.2%、1995年には49.7%となっており、果樹産業の営業余剰の生産変化に対する弾性値がかなり大きいことをうかがわせる結果となっている。その要因としては、果樹産業はいわば製造業における装置産業に匹敵し、生産能力を規定する装置、すなわち果樹の本数を需給変化に応じて、きめ細かく変更することは不可能であり、豊作によって多量に生産・販売が

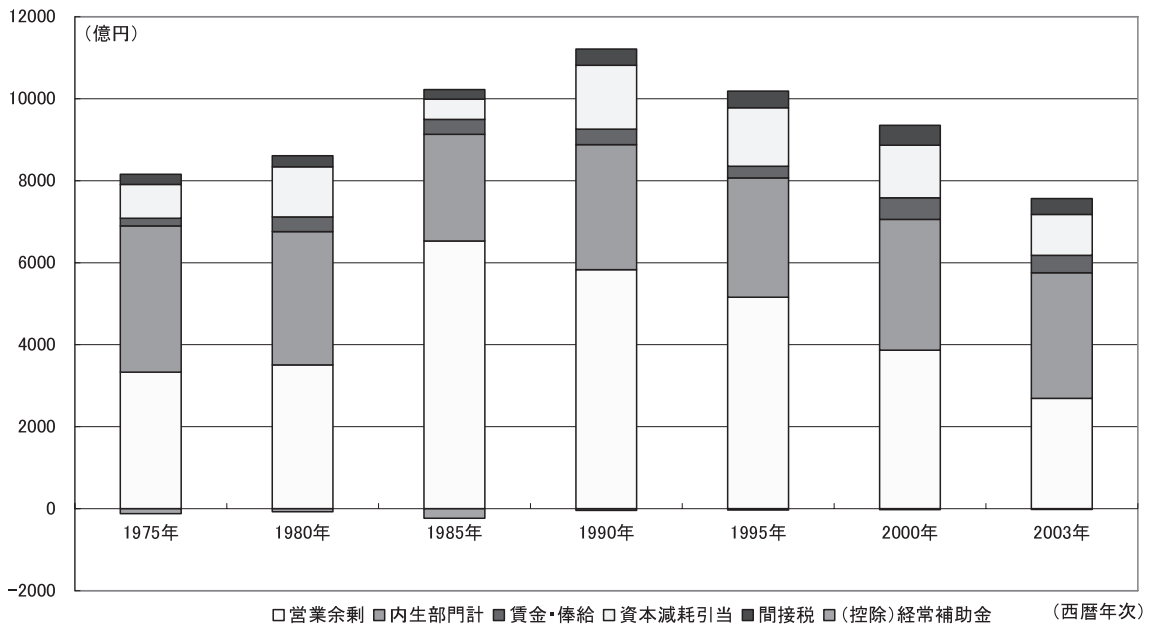


図 3.1 わが国における果実産業の投入構造推移 (億円)  
資料：慶應義塾大学木地・宍戸による長期産業連関データより作成

表 3.2 わが国における果実部門の付加価値構造 (構成比%)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
中間投入計	36.4	35.0	26.7	27.3	30.2	34.1	35.0
雇用者所得	2.6	4.4	3.6	3.4	2.7	5.7	4.8
営業余剰	47.4	43.2	64.7	52.2	49.7	41.5	30.7
減価償却費	11.8	15.1	4.9	13.9	13.7	13.8	11.4
間接税	3.5	3.3	2.3	3.6	3.9	5.2	4.4
補助金	-1.7	-0.9	-2.3	-0.3	-0.3	-0.2	-0.2
付加価値合	63.6	65.0	73.3	72.7	69.8	65.9	65.0
国内生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：慶應義塾大学木地・宍戸による長期産業連関データより作成

可能であった年は、その増分の多くが経常余剰に算入されるからだと考えられる。

ただし、1995年～2003年はバブル崩壊によって、その金額は減少し、2003年には7,546億円に減少し、2003年の営業余剰の構成比も30.7%と最も低い水準へと低下している。

#### 4 果実全体のみかけの輸入関税率の推定

さらに、本章では、果実全体のみかけの輸入関税率について推定しよう。まず、わが国における一般的な貿易統計によると、果実は関税率表では第8類に分類され、生の果実とともに干したものの、一時的な保存処理を施したものも含まれる。また、果実にはメロンなど、果樹のみではなく畑で生産されるものも含まれる。さらに、生鮮のバナナ、オレンジ、グレープフルーツ、ぶどうについては、季節関税が課され、一年のうち、どの時期に輸入されるかで関税率が異なっている。季節関税に関して、2003年時点において中国からの輸入に関係するのは、バナナ（関税番号80300100）のみであり、柑橘類の輸入は報告されていない。貿易統計から得られたデータ（年計）では、年間でのいつの時点の輸入か不明のため、ここでは二つの関税20%および25%の中間をとり、22.5%とすることとした。

関税率表の分類コードごとに定められている関税率に対し、それに該当する品目の中国からの輸入額（2003年）を日本の貿易統計から取り出し、並べて表示したものが巻末付表1である。この付表1を元に2003年の対中輸入額、およびそれに課された関税額計算できる。この表の輸入額を合計したものでこの表の関税額を合計したものを割ると、第8類全体の見かけの関税率0.101629（約10.2%）が得られる。

もちろん、年毎に各品目の輸入額は異なるため、ウェイトは変化し、第8類のみかけの関税率は毎年同じではない。しかし、ここでは、この関税率が変化しないものとして、2003年の見かけの関税率を推計の基礎として導入した。

#### 5 需要変化の推計

本稿では産業連関表データに基づき、果実の消費関数の推定を行った。計測に際して、説明変数は、果実と消費全体の相対価格（relpri）、果実と他の食料品との相対価格（relofoodp）、一人当たりの所得（gdppop）、さらにエンゲル係数（engelc）を導入し、計測した。当初、関数式は、所得と相対価格を使う典型的な消費関数を考えたが、1973～99年において、果実の消費は低下にあり、他方、一人当たり所得は上昇を続けた。したがって説明変数としての一人当たり所得は、それのみでは果実の消費を説明できない。よっ

て、家計消費に占める食料品の比率つまりエンゲル係数を説明変数に加えた。この間、この比率は低下傾向にあり、よく果実の消費低下を説明できる。この係数を加えることにより、所得要因のパラメータはプラスに転じ、果実の相対価格はマイナスと、符号条件も適合するようになった。なお、果実と他の食料品の相対価格を加えたのは、果実と他の食料品との競合、代替関係の存在を考慮したためである。

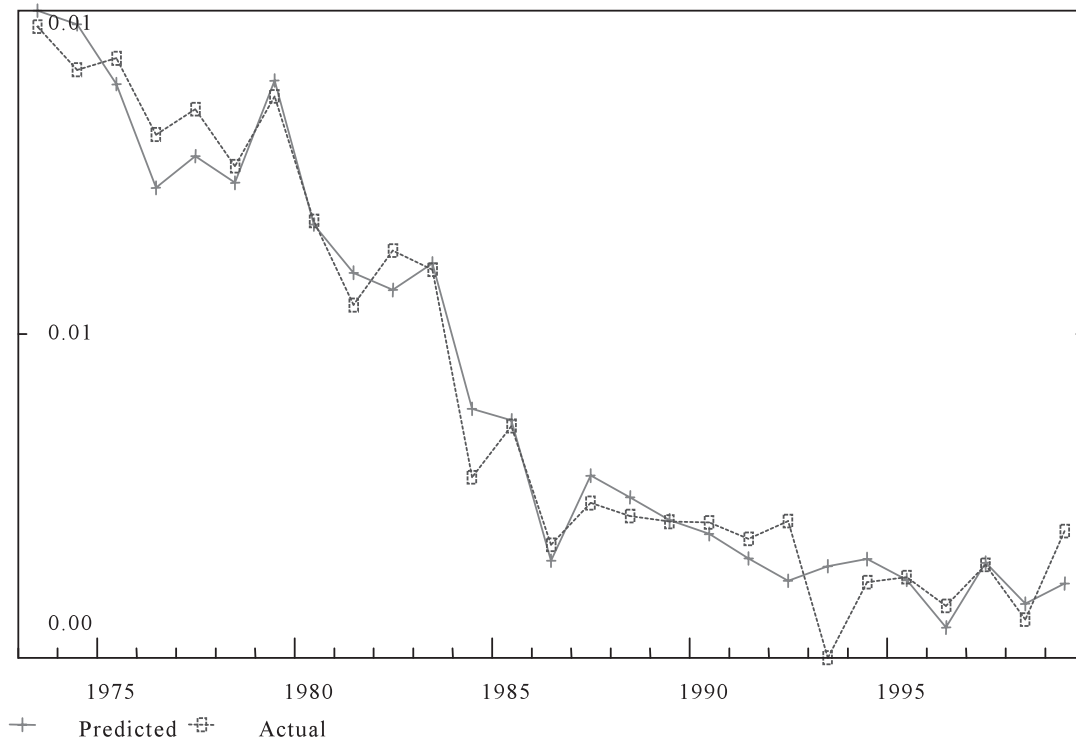
以下、推定結果を示すことにする。

Fruits Consumption

SEE = 0.00    RSQ = 0.9699    RHO = 0.05    Obser = 27 from 1973.000  
 SEE + 1 = 0.00    RBSQ = 0.9645    DW = 1.90    DoFree = 22 to 1999.000  
 MAPE = 3.95

Variable name	Reg-Coef	Mexval	Elas	NorRes	Mean	Beta
0 fconspop					0.01	
1 intercept	0.00300	3.3	0.39	33.25	1.00	
2 relpri	-0.00198	4.0	-0.23	4.99	0.88	-0.084
3 relofoodp	-0.00204	8.6	-0.25	2.91	0.94	-0.167
4 gdprpop	0.00057	5.2	0.26	6.28	3.43	0.204
5 engelc	0.39326	70.6	0.83	1.00	0.02	0.984

Fruits Consumption



$JFQ=0.003005-0.001976relpri-0.002039relofoodp+0.00574gdppop+0.393260engclc$   
ただし、

JFQ：1人当たり果実消費（実質）

relpri：果実の消費全体に対する相対価格

relofoodp：果実の食料品全体に対する相対価格

gdppop：1人当たり GDP

engclc：食料品消費が消費全体に占める比率（エンゲル係数）

計測の結果、自由度修正済み決定係数は 0.9645、また、ダービンワトソン統計量が 1.90 であり、各パラメータは、比較的良好である。この結果、わが国における 1 人当たり果実消費については、かなり説明ができることがわかった。

この結果を用いると、関税撤廃により、わが国の果実の価格は 10.2% 低下したとすると、果実の 1 人当たり消費は 6.7% 上昇するに過ぎないことがわかる。この結果は、わが国の果実価格が非弾力的であることも一因である。しかし、わが国において果実輸入に占める中国の比率は 1999 年で 9.5%、その後徐々に低下しており、2003 年には 7.5% にまで低下している。さらに、日本の果実の総需要に占める輸入の比率は、1999 年で 21.1%、2003 年で 23.6% となっている。

これらを勘案すると、日本が中国との FTA 締結により、中国の果実の輸入が 6.7% 上昇したとしても、1999 年時点においてその需要全体の増加率は 0.13% とわずかなものに過ぎないといえる。ただし、この増加は、対中輸入関税の撤廃の影響を価格変化の側面のみによって捉え、消費者の果実に対する需要面のみの変化をみたものであり、輸入業者が従来中国以外から輸入していたものを、中国からの輸入に変えるといった輸入転換、市場構造の変化の可能性については、まったく考慮していないことに注意を要しよう。

## 6 おわりに

本稿では、日中 FTA の締結により、日本の果実貿易はどのような影響を受ける可能性があるのか、計量的な分析を用いることによって検討した。その結果、下記の諸点が明らかとなった。

計測の結果、関税撤廃により、果実の価格が低下したとしても、果実価格は非弾力的であることもあり、果実 1 人当たり消費上昇の程度は小さいことがわかった。ただし、わが国における果実輸入に占める中国の比率は徐々に低下しているが、わが国における果実の総需要に占める輸入の比率は、僅かではあるが上昇していた。これらを勘案すると、わが国と中国との FTA 締結により、中国の果実の輸入が上昇したとしても、その需要全体



の増加率はわずかなものに過ぎないことが明らかとなった。

本稿が、今後における日中 FTA 締結後の果実貿易の参考となれば幸いである。なお、本稿は平成 17 年度～平成 20 年度日本学術振興会科学研究費補助金（研究課題番号 32420）による助成を受けている。

#### 注

- 1) 最新の情報に関しては、担当部局に確認する必要がある。
- 2) どの程度の二重計上があるのかは別途調査が必要であるが、今回は日本の貿易統計データをそのまま使うこととする。

#### 引用文献・参考文献

- (1) 宮沢健一、『産業連関分析入門』、日本経済新聞社、1975。
- (2) マダラ, G. S.、『計量経済分析の方法』、マグロウヒル、1992。
- (3) 蓑谷千凰彦、『計量経済学』、多賀出版、1997。
- (4) クロッパー・アーモン、『経済モデルの技法』、篠井・長谷川・今川訳著、日本評論社、1999。
- (5) T. Hasegawa, Y. Sasai, T. Imagawa, and M. Ono, “Japan-China Regional Economic Integration and Asian Economic Growth: Influence on Japanese Economy” , Discussion Paper Series No.63, the Institute of Economic Research, Chuo University, 2004. also presented for the 13th INFORUM World Conference in Ascea, Italy, September 5 / 11 <http://inforumweb.umd.edu/IWCXII.html>
- (6) 長谷川、篠井、今川、小野共著、“日中地域経済統合と経済成長—日本経済への影響”、『アジア経済のゆくえ』、中央大学経済研究所研究叢書 40、中央大学出版部、2005 年 7 月。
- (7) Toshiaki Hasegawa, “Welfare Aspects in the Realignment of Commercial Framework between Japan and China” , prepared for the 13th INFORUM World Conference in Huangshan, China, 2005. <http://inforumweb.umd.edu/IWCXIII.html>, and also presented in Beijing Forum held in the Great Hall of People, Beijing, China, 2005.
- (8) 長谷川聡哲、“日本・中国間の通商的枠組みの再調整における厚生局面”、『経済学論纂』、第 46 巻 1・2 合併号、中央大学、2006。

巻末付表1 2003年における果実(第8類)の対中輸入および関税率

品目コード	円貨価額 (千円)	説 明	基本税率	協定1 (%)	協定1 (比率)	税額
80119000	255	ココヤシの実(生鮮のもの)	6%	3%	0.03	8
80212200	2653	スイートアーモンド(殻を除いたもの)(生鮮のもの及び乾燥したもの)	4%	2.40%	0.024	64
80221000	334	ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)(殻付きのもの)(生鮮のもの及び乾燥したもの)	10%	6%	0.06	20
80222000	332	ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)(殻を除いたもの)(生鮮のもの及び乾燥したもの)	10%	6%	0.06	20
80231000	9746	くるみ(殻付きのもの)(生鮮のもの及び乾燥したもの)	10%	10%	0.1	975
80232000	679534	くるみ(殻を除いたもの)(生鮮のもの及び乾燥したもの)	10%	10%	0.1	67953
80240000	5625848	くり(カスターナ属のもの)(生鮮のもの及び乾燥したもの)	16%	9.60%	0.096	540081
80290100	1652	びんろう子(生鮮のもの及び乾燥したもの)	0	0	0	0
80290300	1107	ペカン(生鮮のもの及び乾燥したもの)	5%	4.50%	0.045	50
80290400	1244732	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したもの)	20%	12%	0.12	149368
80300100	375595	バナナ(生鮮のもの)4月1日~9月30日	50%	25%	0.025	9390
		バナナ(生鮮のもの)10月1日~3月31日	40%	20%		0
80410000	2385	なつめやしの実(生鮮のもの及び乾燥したもの)	0	0	0	0
80420090	6886	いちじく(乾燥したもの)	10%	6%	0.06	413
80430010	86720	パイナップル(生鮮のもの)	20%	17%	0.17	14742
80450090	18133	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(乾燥したもの)	6%	3%	0.03	544
80620000	103358	ぶどう(乾燥したもの)	2%	1.20%	0.012	1240
80719000	37168	メロン(生鮮のもの)	10%	6%	0.06	2230
81090210	530314	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし(生鮮のもの)	10%	5%	0.05	26516
81110100	1020788	ストロベリー(砂糖を加えたもの)(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	16%	9.60%	0.096	97996
81110200	649367	ストロベリー(砂糖を加えてないもの)(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	20%	12%	0.12	77924
81120200	5971	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びゲーズベリー(砂糖を加えてないもの)(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	10%	6%	0.06	358
81190140	7100	サワーチェリー(砂糖を加えたもの)(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	18.40%	13.80%	0.138	980
81190150	5729	桃及びなし(砂糖を加えたもの)(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	10%	7%	0.07	401
81190190	68702	その他の冷凍果実及び冷凍ナット(砂糖を加えたもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	20%	12%	0.12	8244
81190210	18075	パイナップル(砂糖を加えてないもの)(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	28%	23.80%	0.238	4302
81190220	356425	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ(砂糖を加えてないもの)(冷凍のもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	12%	7.20%	0.072	25663
81190230	147123	ベリー(砂糖を加えてないもの)(冷凍のもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	10%	6%	0.06	8827
81190240	110489	桃及びなし(砂糖を加えてないもの)(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	10%	7%	0.07	7734
81190290	976838	その他の冷凍果実又は冷凍ナット(砂糖を加えてないもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	20%	12%	0.12	117221
81290420	960	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ(一時的な保存に適する処理をしたもの)	20%	12%	0.12	115
81290430	170877	くり(一時的な保存に適する処理をしたもの)	16%	9.60%	0.096	16404
81290490	5162481	その他の果実及びナット(一時的な保存に適する処理をしたもの)	20%	12%	0.12	619498
81310000	19155	あんず(乾燥したもの)	15%	9%	0.09	1724
81320000	421	ブルー(乾燥したもの)	4%	2.40%	0.024	10
81330000	27378	りんご(乾燥したもの)	15%	9%	0.09	2464
81340010	116264	ベリー(乾燥したもの)	12%	9%	0.09	10464
81340022	976955	干しがき(乾燥したもの)	15%	9%	0.09	87926
81340029	422271	その他の乾燥果実	15%	9%	0.09	38004
81400000	114667	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの)	2.50%	1.50%	0.015	1720
合計	19104788					1941593
				見かけの税率		0.101629